

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東日本旅客鉄道株式会社			コード	9020
提出日	2021/7/7	異動（予定）日	2021/7/5		
独立役員届出書の提出理由	・独立役員である柵山正樹氏が、期中（2021年7月5日付）で社外取締役を辞任したため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	伊藤 元重	社外取締役	○										○		△			有
2	天野 玲子	社外取締役	○										△					有
3	河本 宏子	社外取締役	○										△					有
4	瀧口 敬二	社外監査役	○										△					有
5	樹下 尚	社外監査役	○										△					有
6	金築 誠志	社外監査役	○													○		有
7	森 公高	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	伊藤元重氏は、当社の寄付先および取引先である東京大学（国立大学法人東京大学）の出身であります。直前3事業年度において、同法人に対する寄付等の規模は、同法人の年間総収入の2％以下であり、同法人から当社への支払は、当社の年間連結売上高の2％以下であります。また、同氏は、当社の取引先である学習院大学（学校法人学習院）に在籍しておりますが、直前3事業年度において、同法人から当社への支払は、当社の年間連結売上高の2％以下であります。以上の寄付・取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えております。	東京大学（国立大学法人東京大学）および学習院大学（学校法人学習院）において教授を歴任し、また、東京大学において大学院経済学研究科長および経済学部長を務めるなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで、適任であると判断しております。また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
2	天野玲子氏は、当社の取引先である鹿島建設株式会社の出身であります。直前3事業年度において、同社との取引の規模は、双方の年間連結売上高の2％以下であります。また、同氏は、当社の取引先である国立研究開発法人防災科学技術研究所の審議役でしたが、直前3事業年度において、当社から同法人への支払は、同法人の年間総収入の2％以下であります。さらに、同氏は、国立研究開発法人国立環境研究所および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に在籍しておりますが、直前3事業年度において、各法人と当社との間に開示すべき関係はありません。以上の取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えております。	鹿島建設株式会社、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人国立環境研究所および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において要職を歴任するなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで、適任であると判断しております。また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
3	河本宏子氏は、当社の取引先である全日本空輸株式会社の出身であります。直前3事業年度において、同社との取引の規模は、双方の年間連結売上高の2％以下であります。また、同氏は、株式会社ANA総合研究所に在籍しておりますが、直前3事業年度において、同社と当社との間に開示すべき関係はありません。以上の取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えております。	全日本空輸株式会社および株式会社ANA総合研究所において要職を歴任するなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで、適任であると判断しております。また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
4	瀧口敬二氏は、国土交通省の出身であります。同省と当社との間には取引関係がありますが、直前3事業年度において、当社から同省への支払は、同省の年間総収入の2％以下であり、同省から当社への支払は、当社の年間連結売上高の2％以下であります。以上の取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えております。	国土交通省で要職を歴任するとともに、特命全権大使を務めるなど、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断しております。また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
5	樹下 尚氏は、警察庁の出身であります。警察関係機関と当社との間には取引関係がありますが、直前3事業年度において、各機関から当社への支払は、当社の年間連結売上高の2％以下であり、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えております。	警察庁において要職を歴任するなど、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断しております。また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
6	金築誠志氏の出身元の裁判所等と当社との間には、直前3事業年度において、開示すべき関係はありません。	法曹界での豊富な経験と実績を積んでおり、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断しております。また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。
7	森 公高氏は、当社の外部会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身であります。直前3事業年度において、当社が同監査法人に対して支払った監査証明業務および非監査業務に基づく報酬の合計額は、同監査法人の年間総収入の2％以下であり、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと考えております。なお、当社が同監査法人に対して支払った前事業年度に係る監査証明業務および非監査業務に基づく報酬の合計額は、265百万円であります。	長年にわたり、公認会計士として企業の監査に携わっており、企業の財務および会計に関する専門的な見地から、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断しております。また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しました。

4. 補足説明

社外役員の独立性に関する基準

- 1 当社の社外役員について、以下各号のいずれの基準にも該当しない場合、独立性を有するものとする。
- (1) 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者（注1）、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者（注2）である者
 - (2) 当社又はその連結子会社の主要な取引先である者（注3）、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (3) 当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家である者、又はその者が法人等の団体である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている財産上の利益が年間収入の2％を超える法人等の団体に所属する前段に掲げる者
 - (4) 当社の主要株主（注4）である者、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (5) 最近3年間に於いて、当社の外部会計監査人であった公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員であつて、当社の監査業務を実際に担当していた者（ただし、事務的又は補助的スタッフ以外の者。）
 - (6) 当社又はその連結子会社の主要な借入先（注5）である者、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (7) 当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から、年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている寄付が、その者の年間売上高又は年間総収入の2％を超える法人の業務執行者である者
 - (8) 最近3年間に於いて、当社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合は、業務執行者でない取締役を含む。）である者（ただし、重要な者（注6）に限る。）の配偶者又は二親等以内の血族若しくは姻族である者
 - (9) 第1号から第7号のいずれかに該当する者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の血族若しくは姻族である者
 - (10) 前各号のほか、当社と利益相反関係にあるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- 2 本基準に基づき独立性を有するものとされた社外役員が、第1項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに会社に報告するものとする。
- 注1 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者とは、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、年間連結売上高の2％を超える支払を当社及びその連結子会社から受けている者をいう。
- 注2 業務執行者とは、業務執行取締役、当該法人の業務を執行するその他の役員、執行役及び使用人をいう。（次号以降も同様。）
- 注3 当社又はその連結子会社の主要な取引先である者とは、当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、年間連結売上高の2％を超える支払を当社及びその連結子会社が受けている者をいう。
- 注4 当社の主要株主とは、直接保有、間接保有の双方を含め、当社の直前3事業年度末のいずれかにおいて、総議決権の10％以上を保有する者をいう。
- 注5 当社又はその連結子会社の主要な借入先とは、当社及びその連結子会社の直前3事業年度末のいずれかにおいて、連結総資産の2％を超える貸付を当社及びその連結子会社に行っている金融機関をいう。
- 注6 重要な者とは、重要な使用人に相当する職以上の立場にある者をいう。（第9号も同様。）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。